

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 8 月 23 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800014号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800014号

第1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA社(現在は、B社)における平成12年7月1日から平成19年2月26日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年7月から平成19年1月までの期間の標準報酬月額については、別表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第3欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成12年7月から平成19年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年7月から平成19年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、請求者のA社における平成13年10月1日から平成19年2月26日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年10月から平成19年1月までの期間の標準報酬月額については、別表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第4欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成13年10月から平成19年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額(厚生年金特例法による上記1の訂正後の標準報酬月額(別表の第3欄に掲げる標準報酬月額)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、その余の期間(平成5年3月22日から平成12年7月1日)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 4 請求者のA社における平成15年7月31日の標準賞与額を6万4,000円、同年12月31日の標準賞与額を34万円、平成17年12月31日の標準賞与額を33万2,000円、平成18年7月31日の標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

平成15年7月31日、同年12月31日、平成17年12月31日及び平成18年7月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月31日、同年12月31日、平成17年12月31日及び平成18年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

5 請求者のA社における平成15年7月31日の標準賞与額を32万円、平成17年12月31日及び平成18年7月31日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成15年7月31日、平成17年12月31日及び平成18年7月31日の標準賞与額（厚生年金特例法による上記4の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成5年3月22日から平成19年2月26日まで
② 平成15年7月10日
③ 平成15年12月10日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年7月10日

私は、請求期間①について、年金事務所に記録されている標準報酬月額を上回る報酬を受け取っていた。また、請求期間②から⑤までについても、賞与の支払を受けていたが、標準賞与額の記録がない。調査の上、各請求期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成12年7月1日から平成19年2月26日までの期間について、請求者が所持する給料支払明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額、標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額又は給料支払明細書の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成12年7月から平成19年1月までの期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第3欄に掲げる額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成12年7月から平成19年1月までの期間に係る請求者の報酬月額の出払や保険料納付について、当時の資料を保存しておらず不明と回答しているものの、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書で確認できる当該期間の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成12年7月1日から平成19年2月26日までの期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成13年10月1日から平成19年2月26日について、上記給料支払明細書により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、前述の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第4欄に掲げる額とすることが妥当である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（別表の第3欄に掲げる標準報酬月額）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、平成5年3月22日から平成12年7月1日までの期間については、請求者は、当該期間の給料支払明細書を所持しておらず、B社は、当時の賃金台帳等の資料を保存していない旨回答している。

このほか、当該期間にかかる厚生年金保険料の控除及び本来の報酬月額を確認できる、関連資料及び周辺事情がないことから、訂正は認められない。

- 4 請求期間②から⑤までについて、請求者から提出された賞与支払明細書により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、請求期間②から⑤までの賞与支払日については、B社は、詳細な日付は不明である旨回答しており、請求者は賞与を現金で受け取ったと陳述している上、関連資料（家計簿・預金通帳）もないことから、賞与支給月の月末とし、請求期間②は平成15年7月31日、請求期間③は同年12月31日、請求期間④は平成17年12月31日、請求期間⑤は平成18年7月31日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②、④及び⑤の標準賞与額については、上記賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は6万4,000円、請求期間④は33万2,000円、請求期間⑤は34万円、請求期間③に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成15年7月31日、同年12月31日、平成17年12月31日及び平成18年7月31日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 5 請求期間②、④及び⑤について、上記賞与支払明細書により、賞与額に見合う標準賞与額は、前述4の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間②、④及び⑤に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書により確認できる賞与額から、請求期間②は32万円、請求期間④及び⑤は35万円とすることが妥当である。

なお、請求期間②、④及び⑤の訂正後の各標準賞与額（上記4の訂正後の各標準賞与額（請求期間②は6万4,000円、請求期間④は33万2,000円、請求期間⑤は34万円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (75条本文)
年	月			
平成 12	7	13万4,000円	22万円	該当なし
	8	13万4,000円	22万円	該当なし
	9	13万4,000円	22万円	該当なし
	10	14万2,000円	22万円	該当なし
	11	14万2,000円	22万円	該当なし
	12	14万2,000円	22万円	該当なし
平成 13	1	14万2,000円	22万円	該当なし
	2	14万2,000円	22万円	該当なし
	3	14万2,000円	22万円	該当なし
	4	14万2,000円	22万円	該当なし
	5	14万2,000円	22万円	該当なし
	6	14万2,000円	22万円	該当なし
	7	14万2,000円	22万円	該当なし
	8	14万2,000円	22万円	該当なし
	9	14万2,000円	22万円	該当なし
	10	15万円	22万円	28万円
	11	15万円	22万円	28万円
	12	15万円	22万円	28万円
平成 14	1	15万円	22万円	28万円
	2	15万円	22万円	28万円
	3	15万円	22万円	28万円
	4	15万円	22万円	28万円
	5	15万円	22万円	28万円
	6	15万円	22万円	28万円
	7	15万円	22万円	28万円
	8	17万円	22万円	28万円
	9	17万円	22万円	28万円
	10	17万円	22万円	26万円
	11	17万円	22万円	26万円
	12	17万円	22万円	26万円

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (75条本文)
年	月			
平成 15	1	17 万円	22 万円	26 万円
	2	17 万円	22 万円	26 万円
	3	17 万円	18 万円	26 万円
	4	17 万円	24 万円	26 万円
	5	17 万円	24 万円	32 万円
	6	17 万円	24 万円	32 万円
	7	17 万円	24 万円	32 万円
	8	17 万円	24 万円	32 万円
	9	18 万円	24 万円	28 万円
	10	18 万円	24 万円	28 万円
	11	18 万円	24 万円	28 万円
	12	18 万円	24 万円	28 万円
平成 16	1	18 万円	24 万円	28 万円
	2	18 万円	24 万円	28 万円
	3	18 万円	24 万円	28 万円
	4	18 万円	24 万円	28 万円
	5	18 万円	24 万円	28 万円
	6	18 万円	24 万円	28 万円
	7	18 万円	24 万円	28 万円
	8	18 万円	24 万円	28 万円
	9	19 万円	24 万円	28 万円
	10	19 万円	24 万円	28 万円
	11	19 万円	24 万円	28 万円
	12	19 万円	24 万円	28 万円
平成 17	1	19 万円	24 万円	28 万円
	2	19 万円	24 万円	28 万円
	3	19 万円	24 万円	28 万円
	4	19 万円	24 万円	28 万円
	5	19 万円	24 万円	28 万円
	6	19 万円	24 万円	28 万円
	7	19 万円	24 万円	28 万円
	8	19 万円	24 万円	28 万円

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (75条本文)
年	月			
平成 17	9	20 万円	24 万円	30 万円
	10	20 万円	24 万円	30 万円
	11	20 万円	24 万円	30 万円
	12	20 万円	24 万円	30 万円
平成 18	1	20 万円	24 万円	30 万円
	2	20 万円	24 万円	30 万円
	3	20 万円	24 万円	30 万円
	4	20 万円	24 万円	36 万円
	5	20 万円	24 万円	36 万円
	6	20 万円	24 万円	36 万円
	7	20 万円	24 万円	36 万円
	8	20 万円	24 万円	36 万円
	9	20 万円	24 万円	30 万円
	10	20 万円	24 万円	30 万円
	11	20 万円	24 万円	30 万円
	12	20 万円	24 万円	30 万円
平成 19	1	20 万円	24 万円	30 万円

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800022号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800013号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和32年3月12日から昭和35年5月21日まで
② 昭和35年5月21日から昭和36年4月1日まで

私は、請求期間①について、年金事務所に記録されている標準報酬月額を上回る報酬(1万3,800円ないし1万8,500円)を受け取っていた。また、請求期間②についても、上記標準報酬月額を上回る報酬(1万8,500円ないし2万1,500円)を受け取っていた。調査の上、両請求期間に係る標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、当時の給料支払明細書を所持しておらず、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でない上、当時の事業主は、既に亡くなっていることから、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除を確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載された請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、当該標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

2 請求期間②について、請求者は、当時の給料支払明細書を所持しておらず、B社は、当時の資料を保存していない旨回答していることから、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除を確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿に記載された請求者の請求期間②に係る標準報酬月

額は、オンライン記録と一致しており、当該標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。